



住宅用火災警報器の設置が義務付けられます

＜新築住宅は平成18年6月から、既存住宅は平成23年6月から＞

住宅は、①ストーブ、コンロ、たばこなどの火気を使用することで火災が発生しやすい。②就寝場所と火気使用場所が近いため、逃げ遅れが発生しやすい。③幼児、高齢者、障害者などの災害時要援護者が生活していることが多い。などの特徴があります。個人の住宅は、一般のビルと比べて消防法や建築基準法の防火対策などの規制がほとんどない状態であるため、建物の中でも最も火災時に死者が発生しやすいといえます。住宅火災で亡くなった人のうち7割が、逃げ遅れが理由で命を落としています。また、22時から6時までの睡眠時間帯に約半数の方が亡くなっています。さらに、住宅火災における死者は増加傾向にありますが、その過半数が高齢者であり、これからの高齢化の進展に伴い、今後死者が急増するおそれがあります。

以上のような状況を受け、住宅にも火災警報器の設置が義務付けられました。設置が義務付けられる場所は、下記のとおりです。これらの場所に煙を感知するタイプの火災警報器を取り付けてください。（ただし、以下の場合は設置が免除される場合があります。詳しくは消防本部へお問い合わせください。①一定水準のスプリンクラー設備、自動火災報知設備、ホームセキュリティシステムが既に設置されている場合 ②市町村の補助等により既に住宅用火災警報器が設置されている場合）

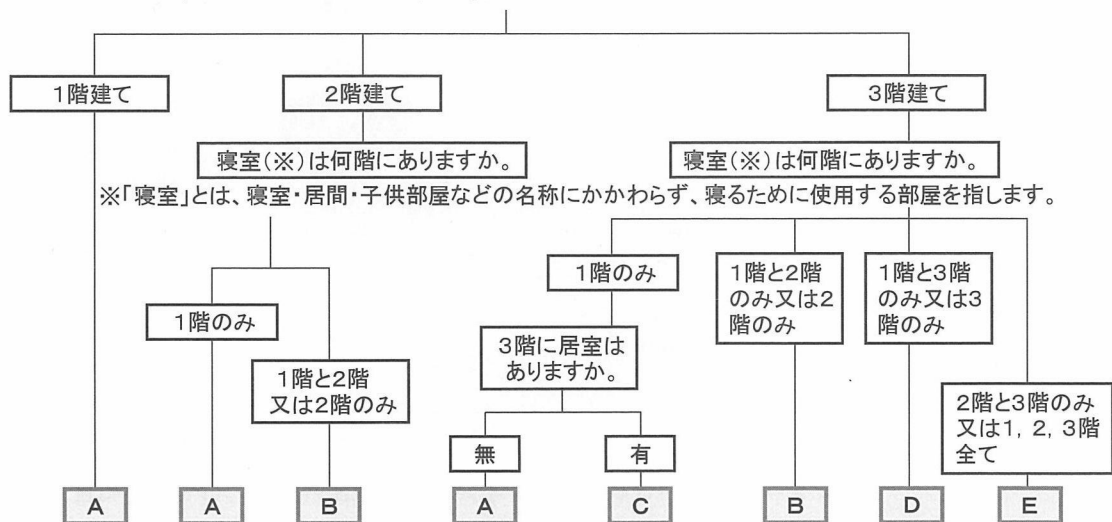
火災警報器は住宅設備店やホームセンターなどで買うことができ、自分で設置することができます。購入の際は日本消防検定協会のNSマークがついた商品を選びましょう。

なお、火災警報器の購入にあたっては、訪問販売などの悪質な業者によるトラブルに注意が必要です。怪しいと感じたら、サインや捺印などをしないで消防本部や消費生活センター（023-624-0999）に電話して相談してください。

その他、ご不明な点については、消防本部または住宅用火災警報器相談室（0120-565-911）にご相談ください。

住宅用火災警報器設置場所チェックシート

あなたの家は何階建てですか。
(アパート、マンションの方は占有する階の数でお答えください。)



住宅用火災警報器【煙式】を下記の場所に設置してください。

- A 寝室に1つずつ
- B 寝室に1つずつ及び階段の2階部分
- C 寝室に1つずつ及び階段の3階部分
- D 寝室に1つずつ及び階段の1階部分と3階部分
- E 寝室に1つずつ及び階段の2階部分と3階部分

なお、上記設置のほか、床面積7㎡以上の部屋が5以上ある階に全く警報器が設置されていない場合はその階の廊下又は階段部分にも設置してください。

